

美浦村地域活性化商品券配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰等による家計への負担軽減及び地域経済の活性化を促進するため、村内における消費喚起に繋がるよう、全村民に対し村内で使用できる商品券を配布する。

(交付の対象者)

第2条 商品券交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、令和5年9月30日時点において村の住民基本台帳に登録されている者、及び使用期限までに出生届を村に届け出た者とする。

(商品券)

第3条 交付する商品券の額は、対象者1人当たり3,000円とする。

2 商品券の有効期間は、令和6年1月31日までとする。

(対象者の決定)

第4条 村長は、対象者からの申請によらず、村の住民基本台帳を確認の上、対象者を決定するものとする。

(交付の方法等)

第5条 商品券は、対象者の属する世帯の世帯主宛てに簡易書留郵便にて交付する。ただし、配偶者等からの暴力等を理由に避難している対象者で、配偶者等からの暴力等を理由に避難している旨の申出書を村へ提出した者は、当該世帯主でなくとも商品券を受け取ることができる。

2 村長は、前項の規定により送付した商品券が郵便局から返戻された場合において、当該対象者に対する連絡、訪問等により当該対象者の居所の確認に努めたにもかかわらず、当該対象者の居所が判明しないときは、当該対象者に対して商品券を交付しないことができる。

3 村長は、交付した商品券について、紛失、汚損、棄損等いかなる事由が生じた場合であっても、商品券の再交付は行わない。

4 村長は、商品券の交付状況を明らかにするため、管理台帳を備えるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第6条 商品券の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。